

児童養護施設におけるマルトリートメント防止に向けた予備的研究

新潟医療福祉大学社会福祉学科・伊東正裕、松本京介

【背景】

児童養護施設職員の研究会などで、いわゆるマルトリートメントが頻繁に話題になる。またマルトリートメントに関する事件の報道も後を絶たない。児童養護施設におけるマルトリートメント防止は重要な課題であり、そのための有効な対策を実施する必要がある。今回はそのための予備的な研究として、フォーカス・グループ・インタビューを通してマルトリートメントについての職員の認識を調査することとした。グループ・インタビューは現在までに2回行われたが、ここでは第1回のインタビューについて報告する。

なお児童養護施設とは、児童福祉法に定める児童福祉施設の一種で、満1歳以上から満18歳に達するまでの児童のうち、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させてこれを養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。もともとは父母の行方不明・入院など養育に欠ける児童を主な対象としていたが、近年は父母の虐待など家庭環境を理由とするものが多くを占めるようになっている。

またマルトリートメント (mal treatment) とは「大人の子どもに対する不適切なかかわり」を意味する、「虐待(abuse)」より広い概念であり、一応次のように定義づけられている。

① 18歳未満の子どもに対する、② 大人、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども(およそ15歳以上)による、③ 身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、ことばによる脅かし、性的行為の強要などによって、④ 明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態¹⁾。本研究もこの定義を念頭に行われた。

【方法】

児童養護施設職員を中心に半構造化されたフォーカス・グループ・インタビューを行った。参加者は13名で、児童委員を除く全員が現に児童養護施設に勤務しているか、勤務経験者であった(保育士8・臨床心理士4・児童委員1)。参加者の同意のもとにインタビュー内容を全て録音し、逐語録を作成した。研究者2名がそれぞれ別個に録音を聞き、逐語録を熟読した。分析ソフトはNVivoを用い、コーディング、カテゴリー化を行い、討論を通して職員の認識を整理した。

【結果】

1. マルトリートメントの具体的イメージ

25年ほど前は子どもを木に縛りつけるなどの体罰が普通にあった。竹刀で脅すなど身体的な威圧もよく見られた。2,

3年前でも、言うことを聞かない子をグローブで叩いたりする事があった。現在でも「教護」とか「自立」という言葉をほのめかして脅すことがある。職員が個人的な好みを公言して対応を変えるなど、子どもを巧妙に支配していく。性的被虐待児をひざに乗せたり、大声で威嚇したり、強い子へのへつらい、障害を持つ子へのからかいなども不適切と思う。

2. マルトリートメントが起きる時

職員が自分の力を過信して、思ったようにできないとパニックになってしまふ。他人に危害を加える行動を抑えようとして、職員が力を行使する。子どもから手足が急に出てきたときに反射的に手が出てしまう。子どもの行動について怒りを引き出されてしまう。ルール破りを繰り返したり、遅刻・寝坊など繰り返したりする子に、イライラしてしまう。職員は間違えない、偉いだと思うと感情的になってしまふ。

3. マルトリートメントを無くしていくには?

前程として、マルトリートメントは駄目という雰囲気が職場にあることが大切。そのうえで職員同士が何でも話し合える関係性が職場にあること。評価をしないでまず聴いてくれると、自分の対応を振り返ることができる。また個々人の気づきを深めるような研修が必要。自分の傾向や特性、生育歴を振り返ったり、怒りの対処法を学んだりすることが大切と思う。更に、管理職に問題点を分かってもらいたい。支配的な管理職は困る。管理職のアウェアネスを高めてもらいたい。

【考察】

職員の語りによると、児童養護施設の職員は、体罰に類することだけではなく、子どもを傷つけるような何気ない日常的ななかかわりも不適切を感じている。根底に子どもを支配しようとする気持ちがあると、マルトリートメントにつながりやすいようだ。職員同士が子どもたちとの関係についての悩みなどを共感的に話し合い、相互に支え合えるような職場環境が望まれている。また子どもとの関係を振り返り、対人援助者としての自分の特性や傾向への気づきを深めるような機会が求められている。さらに管理職者には、職員を背後から支援する役割を自覚することが期待されている。

【結論】

児童養護施設におけるマルトリートメントの防止には職員同士のピア・サポートや、対人援助者としての気づきを深める機会、管理職の役割の自覚などが期待されており、今後これを参考に具体的な対策を講じていく必要が示唆された。

【文献】

- 1) 日本子ども家庭総合研究所編. 厚生省 子ども虐待対応の手引き(平成12年11月改訂版). 有斐閣, 2001.
- 本研究は新潟医療福祉大学倫理委員会の承認を受け、平成21年度学内研究奨励金(萌芽研究)によって行われた。